令和７年度　第２回
川西市市営住宅入居申込案内書

■ 募集期間：令和７年１１月１０日(月) ～ 令和７年１１月１９日(水)

■ 抽 選 日：令和７年１２月１７日(水)

■ 申込方法：申込書とはがき２枚を添付の封筒にいれて、郵送もしくは
市営住宅管理センターへ持参してください。

※令和７年１１月１９日(水)までの消印有効で、令和７年１１月２１日(金)までに必着。消印が有効であっても到着が遅れた場合は無効となりますので、余裕をもって郵送してください。

※申し込みは、１世帯１通に限ります。（２通以上は全て無効となります）

■ 郵送にあたっては、以下の金額の切手を貼り、送付してください。

抽選番号のお知らせ、抽選結果のお知らせ（はがき）：　８５円切手

申込書、必要書類を郵送される場合（封筒）　：　１１０円切手

【 問い合わせ先 】川西市営住宅管理センター
〒666-0016　川西市中央町３番２号 川西北ビル５階
電話番号　０７２－７４０－１０９０

目　　次

ページ

申し込みから入居まで　……　1

申込資格　……　2～3

優先枠住宅について　……　4

優先枠住宅申し込み時の抽選結果取扱について　……　5

期限付き住宅について　……　6

申し込みに際し了承・注意していただくこと　……　7

入居申込案内書　語句の説明　……　8

募集住宅　位置図　……　9

募集住宅一覧表　……　10～11

募集住宅位置図（戸別）および間取り図　……　12～17

資料　……　18～27

【資料1】　収入基準について

【資料2】　政令月収額の求め方（計算方法）

【資料3】　控除額一覧表

【資料4】　政令月収額の算出例

【資料5】　川西市市営住宅入居申込書（記入例）

【資料6】　はがき（記入例）

川西市市営住宅の申し込みに関するお問合わせ先　…　28

申し込みから入居まで

申し込み

令和７年１１月１０日(月)から令和７年１１月１９日(水)まで
申込書の提出は郵送もしくは市営住宅管理センターへの持参とします。
郵送の場合、令和７年１１月１９日(水)付までの消印があり令和７年１１月２１日(金) 到着分までを有効とします。

抽　　選

申込者が募集戸数を上回ったときは、公正な立会人の下で公開抽選のうえ仮当選者等を決定します。公開抽選の日時は下記の通りです。
なお、抽選番号はがきは令和７年１２月上旬に各申込者に通知します。

◆公開抽選日時について
公開抽選日：令和７年１２月１７日(水)
抽選会場　：市役所２階　２０２会議室
団地ごとの抽選時間を設定しております。
※注意 … 入場は原則、１世帯につき１人とさせていただきます

抽選時間	募集団地
１０時００分	優先枠住宅（申込住宅番号 １番～６番） 滝山団地、栄花団地Ｋ棟、花屋敷団地Ａ棟、 加茂桃源団地１・４号棟
１０時２５分	その他　募集住宅（申込住宅番号　７番～２０番） 滝山団地、日高団地Ａ棟、栄花団地Ｋ棟、花屋敷団地Ａ棟、 栄南団地１号棟、加茂桃源団地１・４号棟

結果報告

抽選の結果（仮当選・補欠仮当選・落選）は令和７年１２月２６日(金)までに、はがきにて通知します。**電話での問合せには対応いたしません。**
抽選の結果は、公開抽選終了後ホームページにて公表いたします。また、公開抽選日から１週間程度、川西市営住宅管理センターおよび市役所住宅政策課（５階５番）に掲示します。

書類審査

仮当選された方は、入居される家族全員の収入証明書(令和７年度市県民税課税証明書等)、住民票の写し、その他必要書類を提出の上、資格審査を受けていただき入居の可否を決定します。 提出日・必要書類は、別途仮当選者に通知します。 指定日までに提出がない場合は失格となります。審査結果は令和８年１月下旬に通知します。

入居説明会

入居者説明日：令和８年２月１８日(水)
開 催 場 所 ：市役所５階　５０２会議室
※説明会へは、指定日までに家賃と敷金（家賃の３ヵ月分）の納付、その他、入居に必要な書類の提出が完了した方のみ参加できます

入　　居

入居許可日は、令和８年３月１日(日)を予定しています。
許可日から１４日以内に全員入居していただきます。正当な理由なく入居されない場合は、入居辞退とみなします。

申込資格

市営住宅に応募される方は、次の(１)から(６)の要件（(２）は①か②のどちらか）をすべて満たしていることが必要です。

(1) 居住地域

市営住宅に入居申込時点で、申込者本人が市内在住又は市内在勤３年以上の方

・住民票や在職証明書等でその事実が確認できること

(2) 世帯構成

①現に同居し、又は同居しようとする親族で構成される２人以上の世帯

※結婚又は離婚予定の方は、令和７年１２月１１日(木)までに、結婚又は離婚が成立したことがわかる公的書類（戸籍謄本等）を提出してください。

※内縁関係にある場合は、住民票で未届の夫又は未届の妻となっており、戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことが確認できること。

※パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている場合は、受領証でパートナーであることを確認できること。

※夫婦の別居や友人等による寄合世帯、他に扶養義務者のある祖父母、親、兄弟、姉妹、孫等を呼んで同居させるなど、**不自然な合体・分離をした世帯**については申し込むことができません。

※胎児は人数に含みません。

②単身世帯（単身可の記載がある住戸のみが申込対象となります）

単身世帯かつ下記 ア～キ のいずれかに該当されるかたのみ申込資格があります

ア　満６０歳以上の方（令和７年１１月１９日(水)時点）
イ　１級から４級の身体障害者手帳をお持ちの方
ウ　１級から３級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
エ　ＡからＢ２の療育手帳をお持ちの方
オ　ＤＶ（配偶者等からの暴力）被害者
カ　生活保護受給者
キ　その他（戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者等）

※単身世帯とは、戸籍謄本上で婚姻関係があるものがおらず、住民票上も１人世帯である世帯のことです。

※オに関しては配偶者等からの暴力（DV）を受けた被害者で以下のいずれかに該当する方を言います。

a　女性相談支援センターの一時保護または女性自立支援施設若しくは母子生活支援施設における一時保護または保護が終了して５年未満の方
b　裁判所の保護命令の申立てをした方で、その命令が効力を生じた日から５年未満の方

※常に介護が必要な方で、かつ、住居においてこれを受けることができず、又は受けることが困難と認められた方は申し込みできません。
判断が困難な場合は事前にその旨をお申出ください。当選後の資格審査において、場合によっては一定書類の提出や、面接等により調査を行うことがあります。

（3）収入条件

入居に際しては「政令月収額」の上限があります。
具体的な金額は１８ページ【資料１】に記載しておりますので、ご確認ください。
※政令月収額算出のための収入は原則、前年中の収入金額となります

（4）住宅困窮理由　　※下記いずれかの生活困窮理由にあてはまる世帯

ア　倉庫や事務所など住宅でない場所に居住している
イ　崩壊の危険がある住宅や衛生上環境の悪い住宅に居住している
ウ　他の世帯と同居していて生活上不便を受けている
　※他の世帯とは、同じ住所に居住しているが、住民票上別の世帯のことです
エ　住宅がないため、親族と同居できない
オ　住宅の規模や設備、間取りが世帯構成にあっていない
　※申し込み時に間取り等がわかる資料の添付が必要です
　（賃貸借契約書や図面等のコピー）
カ　正当な立ち退き要求を受けているが立ち退き先がない
　※家賃の未払い等、自己の責めに帰すべき理由による場合は除く
キ　通勤に著しく時間がかかっている
ク　収入に比べて著しく家賃が高い
　※申し込み時に家賃がわかる資料の添付が必要です
　（賃貸借契約書や通帳の引き落とし履歴等のコピー）
ケ　その他、住宅に困窮していることが明らかと認められる

（5）入居しようとする者全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員でないこと

（6）入居しようとする者全員が、入居許可日から１４日以内に入居できること

申し込み出来ない世帯

（ ａ ）現在、公的住宅（市営・県営住宅）にお住まいの世帯
※川西市の「期限付き住宅」にお住まいの世帯を除く

（ ｂ ）入居しようとする者に、居住の有無を問わず持家がある方がいる世帯
※令和７年１２月１１日(木)までに、「不動産売買契約書」や「登記事項証明書」等を提出し、所有権がなくなったことがわかる場合を除く

（ ｃ ）入居しようとする者に、所得の申告をされていない方がいる世帯

（ ｄ ）入居しようとする者に、市税の滞納がある世帯
※市税：個人市民税、固定資産税、軽自動車税（執行停止中の方も含みます）

（ ｅ ）婚姻していない未成年者の方のみの世帯

注意　**※申し込み後、上記に記載している事項が判明した場合は失格となります**

優先枠住宅について

下記に該当する世帯の申込者のみが優先枠住宅に申し込むことができます。
優先枠住宅に申し込まれる方は、さらに一般募集住宅の中から任意でもう１戸申し込みできます。
なお、抽選結果の取扱に関しては次ページに記載（「優先枠住宅申し込み時の抽選結果取扱について」）しておりますので、ご確認ください。

（1）高齢者世帯
申込者が６０歳以上で、かつ同居者のいずれもが満６０歳以上または満１８歳未満の方である世帯

（2）中度以上の障がい者がいる世帯

手帳	程度
身体障がい者手帳	１～４級
精神障がい者保健福祉手帳	１～２級
療育手帳	ＡまたはＢ１判定
障害年金	１～２級

※戦傷病者手帳をお持ちの方や原子爆弾被爆者の方は別途お問合せください。

（3）ひとり親世帯
２０歳未満の子を扶養している母と子若しくは父と子の世帯

（4）生活保護者世帯
生活保護法第６条第１項に規定する被保護者世帯
（注意）申し込み時に「 **生活保護受給証明書** 」の提出が必要です。

（5）ＤＶ（配偶者からの暴力）被害者のいる世帯
以下のいずれかに該当する配偶者等からの暴力を受けた被害者のいる世帯
ア　女性相談支援センターの一時保護または女性自立支援施設若しくは母子生活支援施設における一時保護または保護が終了して５年未満の方
イ　裁判所の保護命令の申立てをした方で、その命令が効力を生じた日から５年未満の方
ウ　女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている方または配偶者暴力対応機関等において「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申立受理確認書」による確認がされている方

（6）被災者世帯
被災市街地復興特別措置法第５条第１項第１号及び同法第２１条に該当し、現に住宅に困窮している世帯　※法律に該当する災害か判断がつかない場合はお問合せください

（7）引揚者世帯
海外からの引揚者で、本邦に引揚日から起算して５年未満の者がいる世帯

(8)　犯罪被害者世帯
犯罪被害者等基本法第２条第１項に規定する犯罪等により、現に居住する住宅に引き続き居住することが困難となったことが明らかである方がいる世帯

【 優先枠住宅申し込み時の抽選結果取扱について 】

「優先枠住宅」と「一般募集住宅」の２戸に申し込みされた方の抽選結果に対する取決め事項です。　（抽選は優先枠住宅、一般募集住宅の順で行います）

抽選結果		最終結果	取決め事項
優先枠住宅	一般募集住宅		
仮当選	－	仮当選 優先枠住宅	一般募集住宅の抽選への参加は出来ません。
補欠仮当選	仮当選	仮当選 一般募集住宅	優先枠住宅の補欠仮当選は無効になります。 無効になった補欠仮当選については、全ての抽選終了後に再抽選を行います。抽選時の取決め事項は次の通りです。 ❶補欠仮当選　順位１位が無効となった場合、先の抽選で補欠仮当選　順位２位の方が１位に繰り上がり、順位２位の再抽選を行います ❷補欠仮当選　順位２位が無効となった場合、順位２位の再抽選を行います ❸補欠仮当選　順位１位と２位の両方が無効となった場合、両方の再抽選を行います
補欠仮当選	補欠仮当選	補欠仮当選 優先枠、一般募集とも	補欠仮当選が繰上げされ仮当選者になる場合。 ２戸の補欠仮当選のうち、先に繰上げになった住戸で決定となります。

期限付き住宅について

期限付き住宅とは、子育て世帯を支援する目的の住宅です。入居期間は許可日から１０年間となります。期間経過後は退去していただく住宅です。

（1） 申込資格

２・３ページの申込資格をすべて満たし、かつ入居申し込み時点で、中学校を卒業するまでの子と同居している３人以上の世帯。

※お子様お１人でも中学生を卒業するまでの方がおられる場合は対象となります

なお、期限付き住居については、申込世帯が市外在住であっても「申込世帯の親」が川西市在住であれば申し込み可能です。

※「申込世帯の親」とは、申込者とその配偶者どちらの親も対象となります

申し込みが可能な例

申込世帯の居住地	神戸市
申込世帯の親の居住地	川西市

（2）期間

入居期間は許可日から１０年間（今回の募集では令和８年３月１日より１０年間）の期限となります。（厳守）

申し込みに際し了承・注意していただくこと

下記は申し込みから入居後までについて記載しています。事前に内容を確認し、ご了承のうえお申込みください。

(1)　申し込みは、1 世帯につき 1 通に限ります。
（2 通以上の申し込みをされた場合は、すべての申込書が無効になります）

(2)　申し込み後の同居親族等の変更はできません。

(3)　申込用紙（川西市市営住宅入居申込書）及び添付書類の返却はいたしません。
また、申込用紙の記載内容が事実と相違するとき、無効とする場合があります。

(4)　抽選の後、仮当選者については、必要書類を提出していただき入居資格審査を行います。入居資格審査で、申込書内容が事実と異なるとき、もしくは当該内容が資格審査時まで継続されていないときは、失格となります。
なお、補欠仮当選になった方も同様です。

(5)　入居しようとする住宅内部は、鍵渡し前に部屋の下見をすることはできません。
川西市営住宅管理センターにて一部写真を公開します。

(6)　住戸内は破損の著しいものに限り修繕していますが、あくまでも以前に人が居住していた住宅ですので、新築住宅のような状態ではありません。

(7)　市営住宅では、住みよい団地生活をおくるために、共用部分等の清掃や草刈等、ご協力いただきます。

(8)　入居後は、家賃のほかに毎月、共益費（団地内共同施設の水道光熱費等）の負担が必要となります。

(9)　市営住宅では、**犬・猫・鳥等の動物の飼育はできません**。それらを飼っている方は、入居までに誰かに譲るなどする必要があります。

(10)　入居後は、毎年、前年の収入を申告していただきます。（毎年 8 月頃）

(11)　収入が一定額以上になった場合、最大、近隣の民間住宅家賃と同等の家賃になる場合があります。

(12)　入居される世帯以外の方を緊急連絡先として登録していただきます。

(13)　家賃、駐車場使用料は銀行の口座振替で納めていただきます。
（指定口座より毎月 5 日に振替になります）

入居申込案内書　語句の説明

申込案内書の記載内容には「聞きなれないことば」が多いと思われます。
ここでは、それらのことばを抜出し、説明させていただきます。

語句	語句の意味	参考
年　　齢	**本紙記載の年齢は「令和７年１１月１９日(水)時点の満年齢」です。**	全文
優先枠住宅	一定の条件に該当されている方のみが応募できる住宅です。 (条件) 高齢者世帯、中度以上の障がい者がいる世帯、ひとり親世帯、生活保護者世帯、ＤＶ(配偶者からの暴力) 被害者のいる世帯、被災者世帯、引揚者世帯 、犯罪被害者世帯	Ｐ４ ～ Ｐ５
収入基準	**「政令月収額の上限金額」を定めたもの**です。 上限を超えている場合は応募できません。	Ｐ１８
裁量階層世帯	一定の条件に該当されている世帯をいいます。 ◎ 条件に該当される方は募集住宅応募時の「政令月収額の上限金額」が変わります。	Ｐ１８
政令月収額	下記の計算式で算出できます。 **（ 年間総所得金額－控除額 ）÷１２ ＝ 政令月収額** ◎ ２４・２５ページの【資料４】の記入例を参考にして計算してください。	Ｐ１９ ～ Ｐ２１
年間総収入金額	給与または年金についての収入額の合計をいいます。給与または年金を２か所以上から受けられている場合は、各々の収入を合算した金額を用いて所得金額を算出して下さい。	Ｐ１９ ～ Ｐ２１
年間総所得金額	給与所得、年金所得、事業所得等をそれぞれの収入金額の計算式にあてはめて金額を算出してください。 **年間総所得額 ＝ 給与所得＋年金所得＋事業所得等** ◎ ２４・２５ページの【資料４】の記入例を参考にして計算してください。 ◎「申込書」の年間総所得金額欄に記入の際は上記で該当する所得（給与、年金、事業）を別々に記入してください。	Ｐ１９ ～ Ｐ２１

募集住宅 位置図

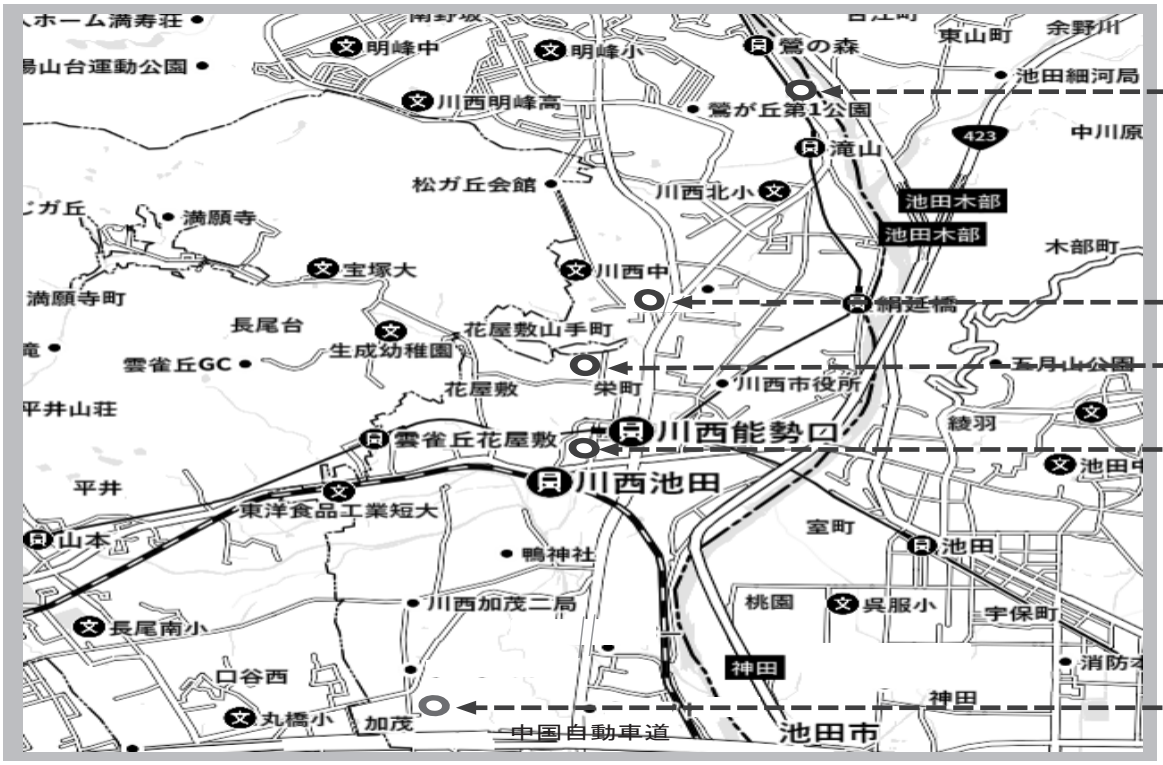

	申込住宅					交通手段
	申込住宅番　号	団地名	間取り	用床面積	階	
A	**4**	**滝山団地**	**3DK**	**65.50㎡**	**2階**	能勢電鉄滝山駅より北へ徒歩5分
	15	滝山団地	3DK	59.30㎡	7階	
B	12	日高団地A棟	3DK	63.58㎡	3階	川西能勢口駅より北へ徒歩9分
C	**3**	**栄花団地K棟**	**3DK**	**62.17㎡**	**3階**	阪急川西能勢口駅より北へ徒歩7分
	16	栄花団地K棟	3DK	62.17㎡	2階	
	5	**花屋敷団地A棟**	**2DK**	**50.10㎡**	**4階**	
	6	**花屋敷団地A棟**	**1DK**	**31.39㎡**	**4階**	
	☆11	花屋敷団地A棟	3DK	60.24㎡	7階	
	17	花屋敷団地A棟	1DK	31.39㎡	1階	
	18	花屋敷団地A棟	1LDK	40.78㎡	4階	
	19・20	花屋敷団地A棟	2DK	50.10㎡	6・8階	
D	☆10	栄南団地1号棟	3DK	59.30㎡	4階	阪急川西能勢口駅より西へ徒歩1分
E	**1**	**加茂桃源団地1号棟**	**3DK**	**63.00㎡**	**5階**	阪急川西能勢口駅よりバス(62系統)加茂小学校前下車直ぐ
	2	**加茂桃源団地4号棟**	**3DK**	**63.00㎡**	**1階**	
	★7･★8･★9	加茂桃源団地4号棟	1DK	31.50㎡	3・5階	
	13	加茂桃源団地1号棟	3DK	63.00㎡	5階	
	14	加茂桃源団地4号棟	3DK	63.00㎡	5階	

※**太字＝優先枠住宅**、★＝シルバーハウジング、☆＝期限付住宅、その他＝一般募集住宅

募集住宅一覧表

◆優先枠住宅（優先枠に該当する申込者のみ申し込みができます）

申　込 住宅番号	世帯人数	団地名 （所在地）	建設年度・構造 間取り・面積	風呂設備 （注１）	エレ ベーター	小学校区 中学校区	令和７年度月額家賃 （注2）	階数	部屋 番号
1	２人以上	加茂桃源団地１号棟 （加茂４丁目８番１号）	平成５年度 鉄筋７階建 ３DK・６３.００㎡	設備付き	あり	加茂小 川西南中	①27,600円 ④41,200円 ②31,900円 ⑤47,000円 ③36,500円 ⑥54,300円	５階	508
2	２人以上	加茂桃源団地４号棟 （加茂４丁目８番４号）	平成６年度 鉄筋７階建 ３DK・６３.００㎡	設備付き	あり	加茂小 川西南中	①27,900円 ④41,500円 ②32,200円 ⑤47,500円 ③36,800円 ⑥54,800円	１階	104
3	２人以上	栄花団地Ｋ棟 （栄町７番１３号）	平成４年度 鉄筋４階建 ３DK・６２.１７㎡	設備付き	なし	桜が丘小 川西中	43,000円 **（注3）**	３階	302
4	２人以上	滝山団地 （滝山町２０番２号）	平成４年度 鉄筋８階建 ３DK・６５.５０㎡	設備付き	あり	川西北小 川西中	①28,000円 ④41,600円 ②32,300円 ⑤47,600円 ③36,900円 ⑥54,900円	２階	204
5	２人以上	花屋敷団地Ａ棟 （花屋敷１丁目１２番３号）	令和３年度 鉄筋８階建 ２DK・５０.１０㎡	設備付き	あり	桜が丘小 川西中	①27,400円 ④40,700円 ②31,600円 ⑤46,600円 ③36,100円 ⑥53,700円	４階	420
6	２人以下 （単身可）	花屋敷団地Ａ棟 （花屋敷１丁目１２番３号）	令和３年度 鉄筋８階建 １DK・３１.３９㎡	設備付き	あり	桜が丘小 川西中	①17,100円 ④25,400円 ②19,700円 ⑤29,100円 ③22,500円 ⑥33,500円	４階	422

注意

優先枠住宅に申し込まれる方はさらに『一般募集住宅』からも１戸申し込むことができます。優先枠住宅申込資格など詳しくは４・５ページにてご確認ください。

※もう１戸申し込みできるのは『一般募集住宅』の住戸のみです。
『シルバーハウジング』『期限付き住宅』は対象外

◆シルバーハウジング　※単身での申し込みが可能です

申　込 住宅番号	世帯人数	団地名 （所在地）	建設年度・構造 間取り・面積	風呂設備 （注１）	エレ ベーター	小学校区 中学校区	令和７年度月額家賃 （注2）	階数	部屋 番号
7	２人以下 （単身可）	加茂桃源団地４号棟 （加茂４丁目８番４号）	平成６年度 鉄筋７階建 １DK・３１.５０㎡	設備付き	あり	加茂小 川西南中	①13,900円 ④20,700円 ②16,100円 ⑤23,700円 ③18,400円 ⑥27,400円	３階	307
8	２人以下 （単身可）	加茂桃源団地４号棟 （加茂４丁目８番４号）	平成６年度 鉄筋７階建 １DK・３１.５０㎡	設備付き	あり	加茂小 川西南中	①13,900円 ④20,700円 ②16,100円 ⑤23,700円 ③18,400円 ⑥27,400円	３階	309
9	２人以下 （単身可）	加茂桃源団地４号棟 （加茂４丁目８番４号）	平成６年度 鉄筋７階建 １DK・３１.５０㎡	設備付き	あり	加茂小 川西南中	①13,900円 ④20,700円 ②16,100円 ⑤23,700円 ③18,400円 ⑥27,400円	５階	510

注意

シルバーハウジングは、満６０歳以上の自炊が可能な程度の健康状態である方を対象とした住宅です。ただし、夫婦の場合は一方が６０歳以上であれば足ります。
緊急通報システムや生活援助員による生活相談などのサービスが受けられるため、**家賃や共益費のほかに、別途収入に応じてサービス費用をご負担いただきます。**
また、別途、ＮＴＴ電話回線契約と電話機またはＦＡＸ機が必要となります。

◆期限付き住宅（中学校を卒業するまでの子と同居している世帯が対象です）

申　込 住宅番号	世帯人数	団地名 （所在地）	建設年度・構造 間取り・面積	風呂設備 （注１）	エレ ベーター	小学校区 中学校区	令和７年度月額家賃 （注2）	階数	部屋 番号
10	３人以上	栄南団地　１号棟 （栄町２７番１号）	昭和５７年度 鉄骨鉄筋１１階建 ３DK・５９.３０㎡	設備付き	あり ※	川西小 川西中	28,000円 **（注3）**	４階	407
11	３人以上	花屋敷団地Ａ棟 （花屋敷１丁目１２番３号）	令和３年度 鉄筋８階建 ３DK・６０.２４㎡	設備付き	あり	桜が丘小 川西中	①32,900円 ④49,000円 ②38,000円 ⑤55,900円 ③43,400円 ⑥64,600円	７階	701

※エレベーターは各階には止まりません（停止階）１・２・４・７・10 階

注意　子育て世帯を支援する目的の住宅です。入居期間は許可日から１０年間とし、期間経過後は退去していただく住宅です。詳しくは6ページにてご確認ください。

◆一般募集住宅

申　込 住宅番号	世帯人数	団地名 （所在地）	建設年度・構造 間取り・面積	風呂設備 （注１）	エレ ベーター	小学校区 中学校区	令和７年度月額家賃 （注2）	階数	部屋 番号
12	２人以上	日高団地　Ａ棟 （日高町５番１号）	平成８年度 鉄筋３階建 ３DK・６３.５８㎡	設備付き	なし	桜が丘小 川西中	49,000円 **（注3）**	３階	305
13	２人以上	加茂桃源団地１号棟 （加茂４丁目８番１号）	平成５年度 鉄筋７階建 ３DK・６３.００㎡	設備付き	あり	加茂小 川西南中	①27,600円 ④41,200円 ②31,900円 ⑤47,000円 ③36,500円 ⑥54,300円	５階	506
14	２人以上	加茂桃源団地４号棟 （加茂４丁目８番４号）	平成６年度 鉄筋７階建 ３DK・６３.００㎡	設備付き	あり	加茂小 川西南中	①27,900円 ④41,500円 ②32,200円 ⑤47,500円 ③36,800円 ⑥54,800円	５階	501
15	２人以上	滝山団地 （滝山町２０番２号）	平成４年度 鉄筋８階建 ３DK・５９.３０㎡	設備付き	あり	川西北小 川西中	①25,300円 ④37,700円 ②29,200円 ⑤43,100円 ③33,400円 ⑥49,700円	７階	702
16	２人以上	栄花団地Ｋ棟 （栄町７番１３号）	平成４年度 鉄筋４階建 ３DK・６２.１７㎡	設備付き	なし	桜が丘小 川西中	43,000円 **（注3）**	２階	205
17	２人以下 （単身可）	花屋敷団地Ａ棟 （花屋敷１丁目１２番３号）	令和３年度 鉄筋８階建 １DK・３１.３９㎡	設備付き	あり	桜が丘小 川西中	①17,100円 ④25,400円 ②19,700円 ⑤29,100円 ③22,500円 ⑥33,500円	１階	104
18	２人以下 （単身可）	花屋敷団地Ａ棟 （花屋敷１丁目１２番３号）	令和３年度 鉄筋８階建 １LDK・４０.７８㎡	設備付き	あり	桜が丘小 川西中	①22,200円 ④33,100円 ②25,600円 ⑤37,800円 ③29,300円 ⑥43,600円	４階	406
19	２人以上	花屋敷団地Ａ棟 （花屋敷１丁目１２番３号）	令和３年度 鉄筋８階建 ２DK・５０.１０㎡	設備付き	あり	桜が丘小 川西中	①27,400円 ④40,700円 ②31,600円 ⑤46,600円 ③36,100円 ⑥53,700円	６階	613
20	２人以上	花屋敷団地Ａ棟 （花屋敷１丁目１２番３号）	令和３年度 鉄筋８階建 ２DK・５０.１０㎡	設備付き	あり	桜が丘小 川西中	①27,400円 ④40,700円 ②31,600円 ⑤46,600円 ③36,100円 ⑥53,700円	８階	810

【家賃区分】　（単位：円）

家賃区分	①	②	③	④	裁量階層世帯（１８ページ参照） ⑤	 ⑥
政令月収額	0 ～ 104,000	104,001 ～ 123,000	123,001 ～ 139,000	139,001 ～ 158,000	158,001 ～ 186,000	186,001 ～ 214,000

（注1）「設備付き」とありますが、将来までの性能を保障したものではありません。
　　故障した際は、修繕費用を入居者に負担していただきます。
（注2）家賃は毎年度見直されます。
（注3）政令月額が一定の金額を超えると、割増賃料が月額家賃に加算されます。

募集住宅位置図（戸別）および間取り図

【　申込住宅番号　】１番（５階）、１３番（５階）

【 団地名・間取り 】加茂桃源団地１号棟（３ＤＫ、６３.００㎡）

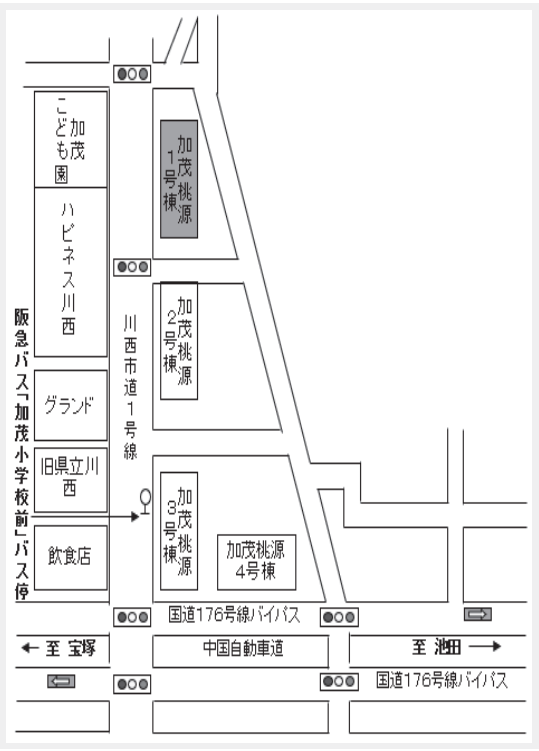

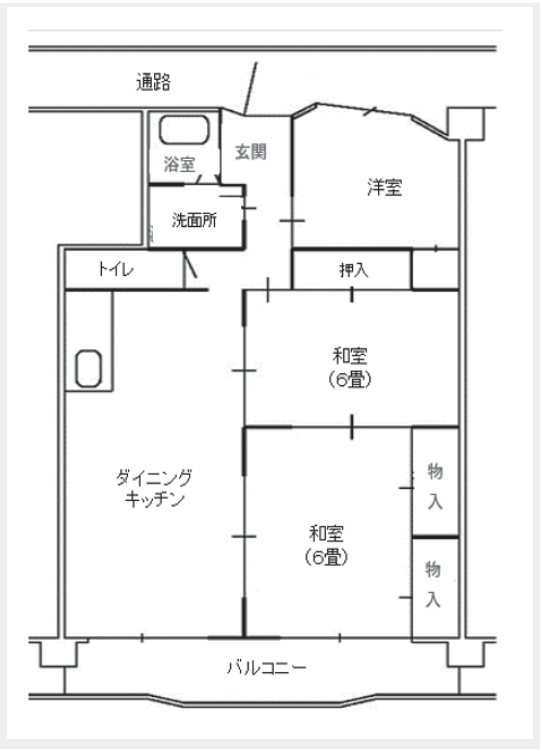

【　申込住宅番号　】２番（１階）、１４番（５階）

【 団地名・間取り 】加茂桃源団地４号棟（３ＤＫ、６３.００㎡）

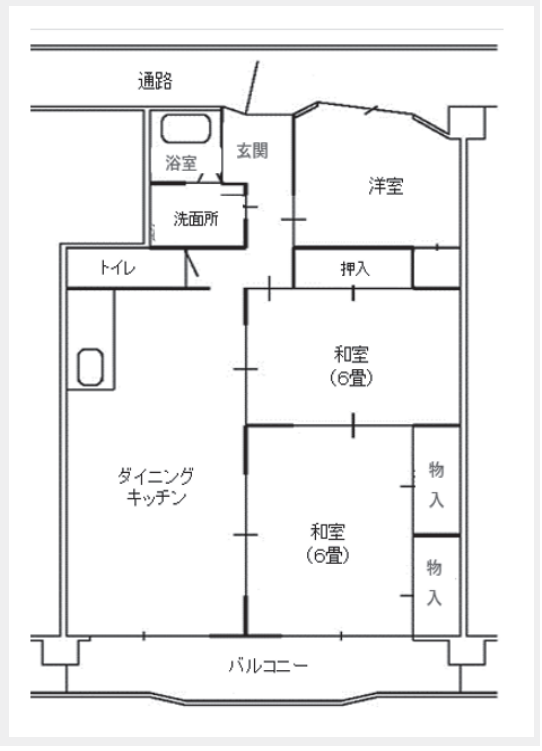

実際の住宅は、バルコニーの形状が異なったり、反転モデルになる場合があります。

【　申込住宅番号　】３番（３階）、１６番（２階）

【 団地名・間取り 】栄花団地Ｋ棟（３ＤＫ、６２.１７㎡）

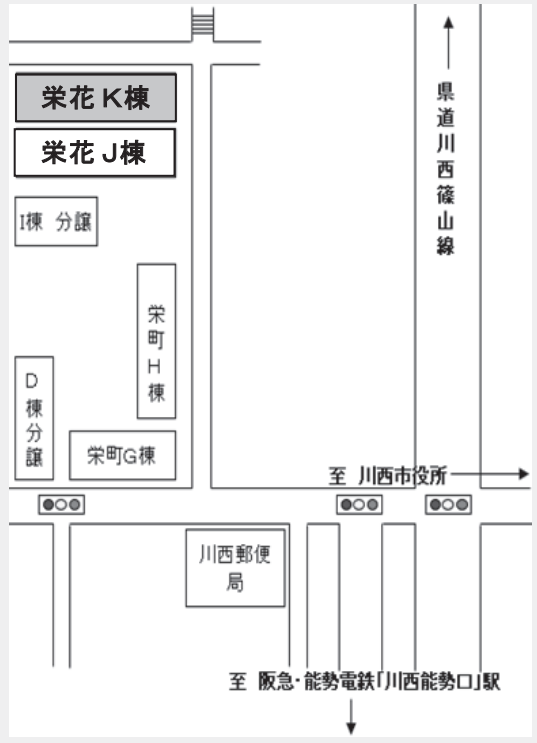

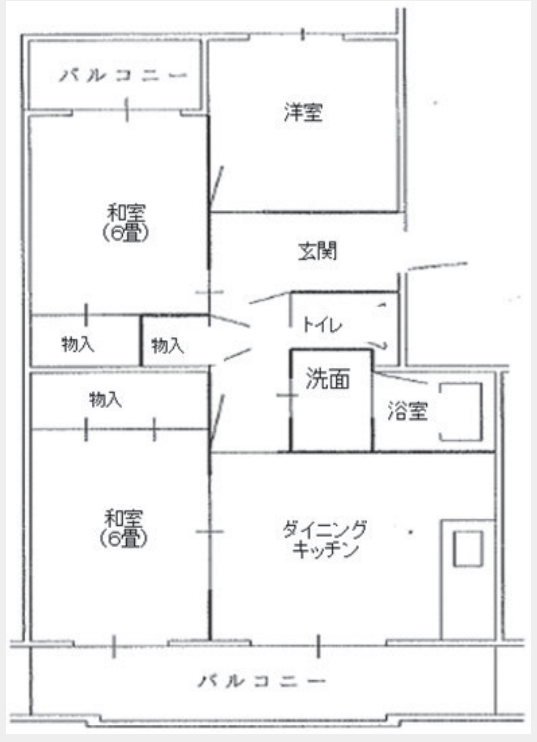

【　申込住宅番号　】４番（２階）

【 団地名・間取り 】滝山団地（３ＤＫ、６５.５０㎡）

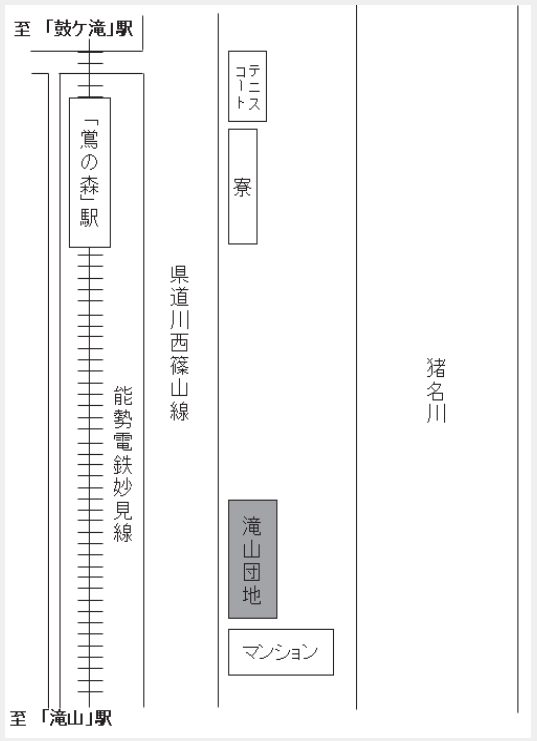

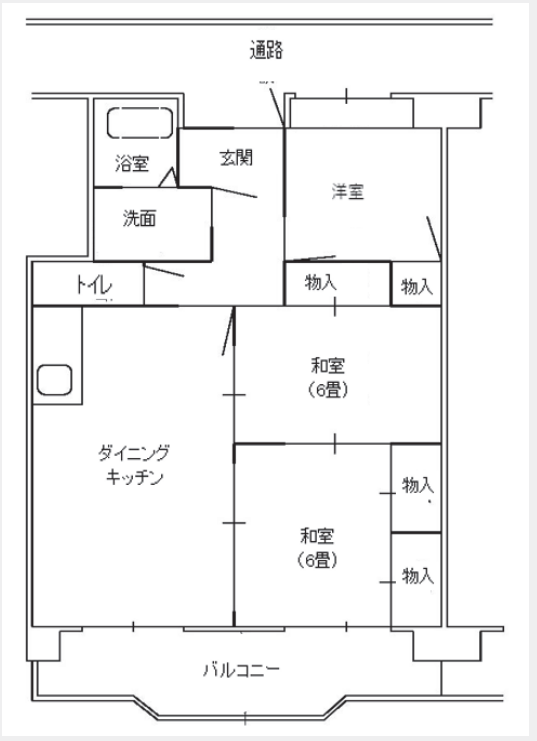

実際の住宅は、バルコニーの形状が異なったり、反転モデルになる場合があります。

【　申込住宅番号　】５番（４階）、１９番（６階）、２０番（８階）

【 団地名・間取り 】花屋敷団地Ａ棟（２ＤＫ、５０.１０㎡）

【　申込住宅番号　】６番（４階）、１７番（１階）

【 団地名・間取り 】花屋敷団地Ａ棟（１ＤＫ、３１.３９㎡）

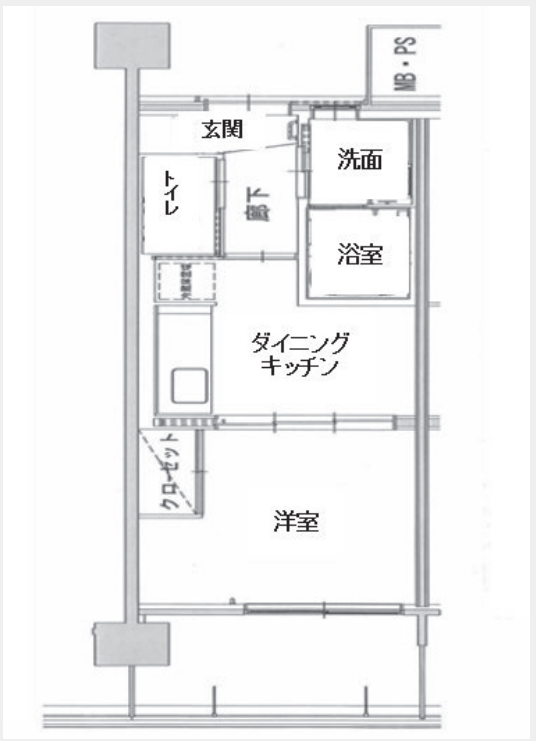

実際の住宅は、バルコニーの形状が異なったり、反転モデルになる場合があります。

【　申込住宅番号　】７番（３階）、８番（３階）、９番（５階）シルバーハウジング

【 団地名・間取り 】加茂桃源団地４号棟（１ＤＫ、３１.５０㎡）

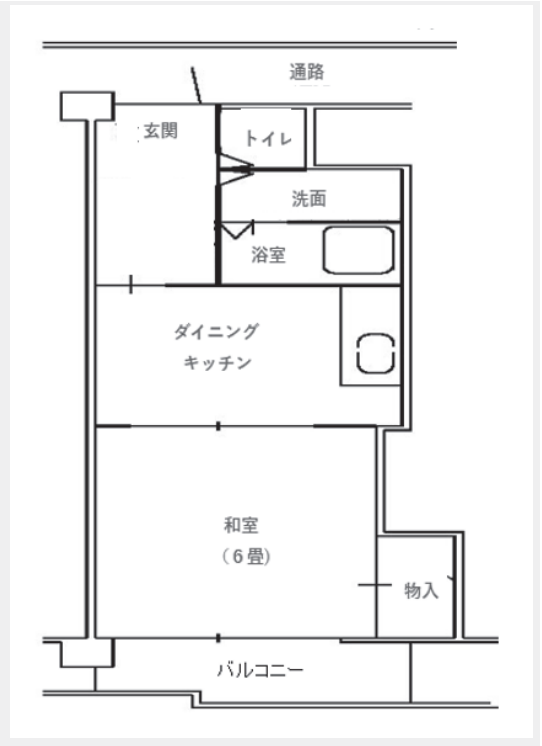

【　申込住宅番号　】１０番（４階）　期限付き住宅

【 団地名・間取り 】栄南団地１号棟（３ＤＫ、５９．３０㎡）

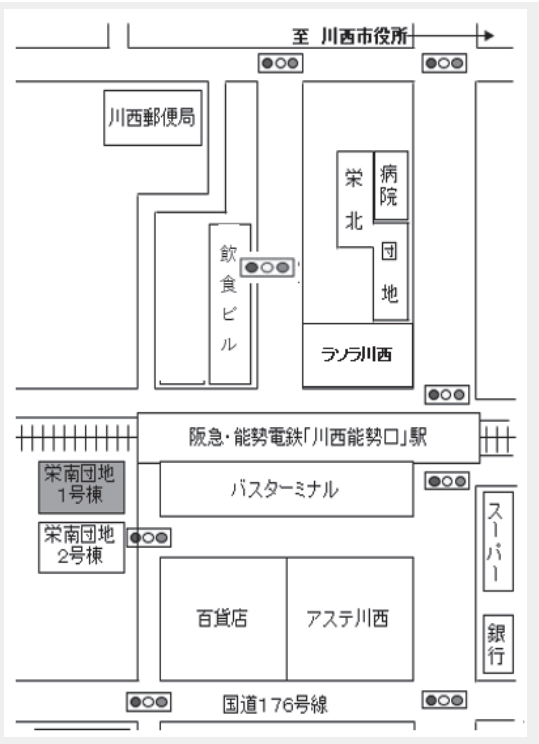

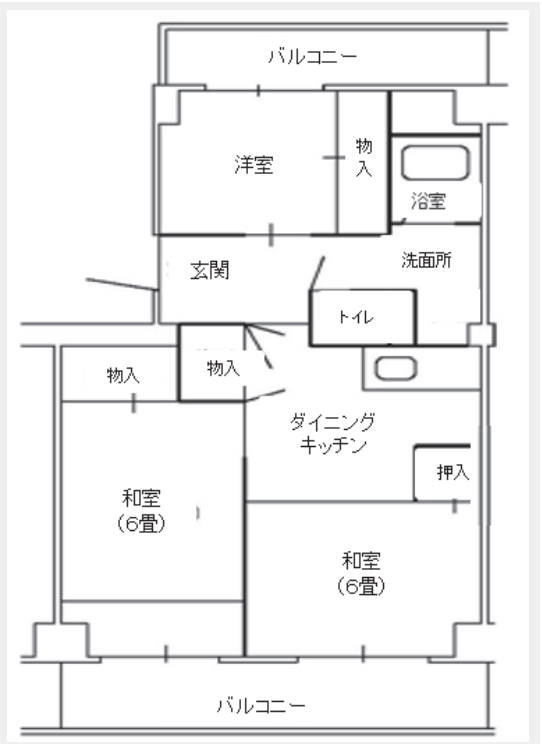

実際の住宅は、バルコニーの形状が異なったり、反転モデルになる場合があります。

【　申込住宅番号　】１１番（７階）　期限付き住宅

【 団地名・間取り 】花屋敷団地Ａ棟（３ＤＫ、６０.２４㎡）

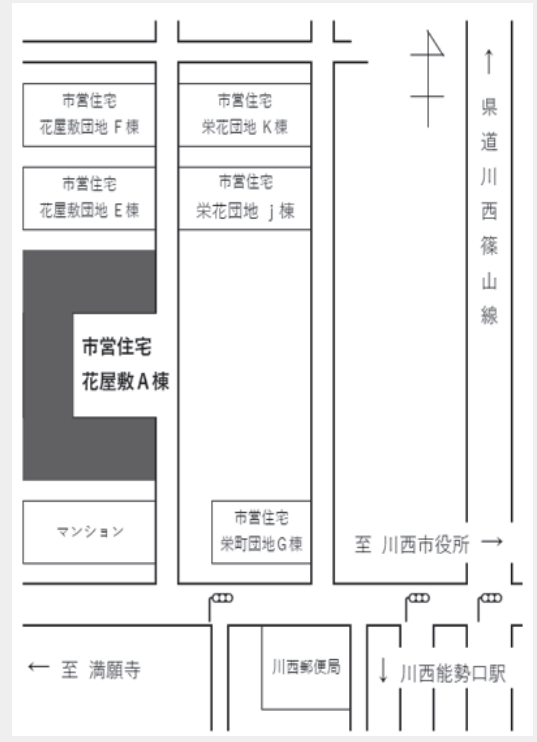

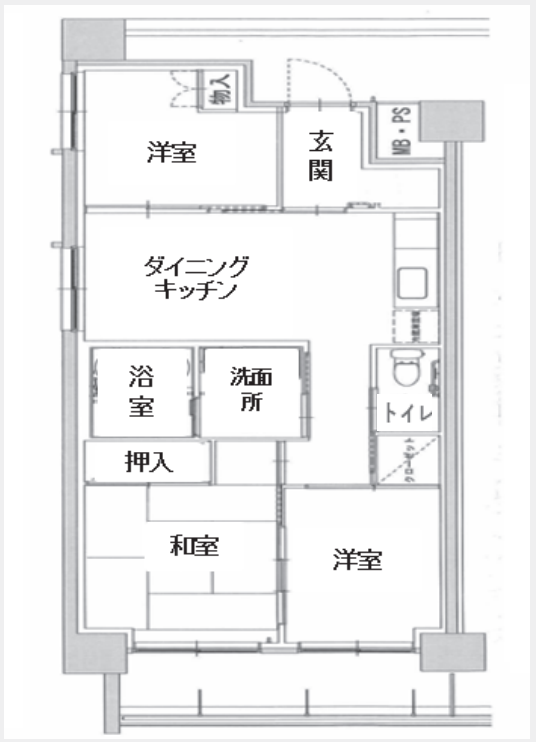

【　申込住宅番号　】 １２番（３階）

【 団地名・間取り 】 日高団地Ａ棟（３ＤＫ、６３.５８㎡）

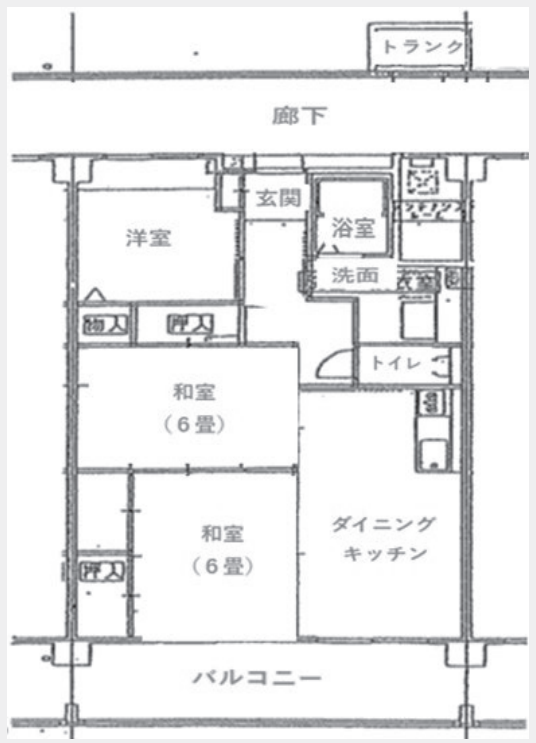

実際の住宅は、バルコニーの形状が異なったり、反転モデルになる場合があります。

【　申込住宅番号　】　１５番（７階）

【 団地名・間取り 】 滝山団地（３ＤＫ、５９.３０㎡）

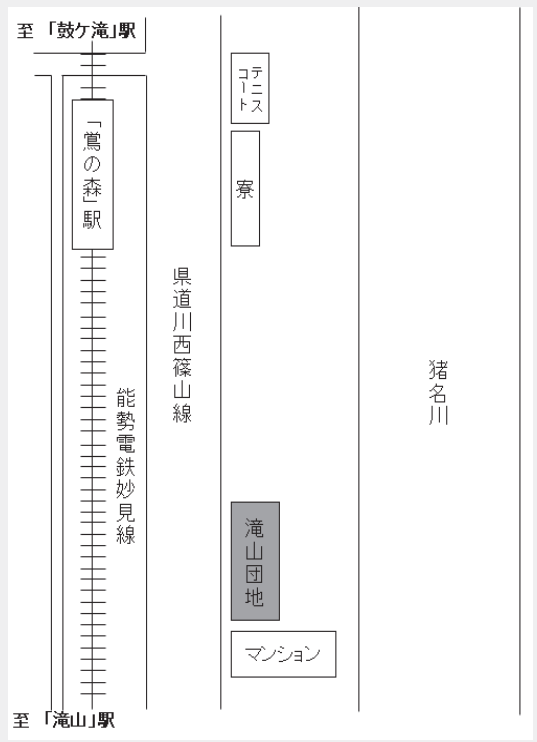

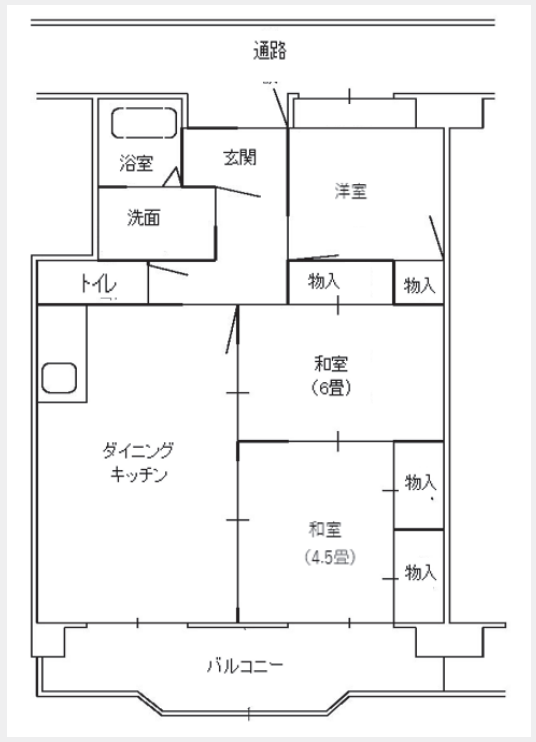

【　申込住宅番号　】１８番（４階）

【 団地名・間取り 】花屋敷団地Ａ棟（１ＬＤＫ、４０.７８㎡）

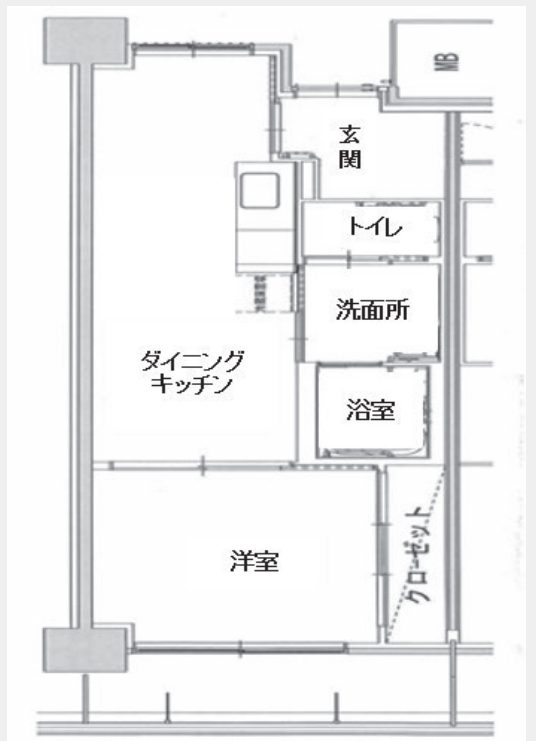

実際の住宅は、バルコニーの形状が異なったり、反転モデルになる場合があります。

【 資料１ 】

収入基準について

１．　入居収入基準

政令月収額が下表に該当する方が申込できます。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">該当世帯</th><th rowspan="2">該当要件</th><th colspan="2">政令月収額</th></tr>
<tr><th>日高団地</th><th>その他団地</th></tr>
<tr><td rowspan="10">裁量階層世帯</td><td>高齢者世帯</td><td>下記、①②の両方に該当する世帯
① 申込者が満６０歳以上
② 申込者を除く入居予定の方のいずれもが満６０歳以上又は満１８歳未満の方である世帯</td><td rowspan="10">139,000円以下</td><td rowspan="10">214,000円以下</td></tr>
<tr><td>障がい者世帯</td><td>入居する方の中に①～③に該当する方がいる世帯
<table><tr><th>手帳</th><th>程度</th></tr><tr><td>①身体障がい者手帳</td><td>１～４級</td></tr><tr><td>②精神障がい者保険福祉手帳</td><td>１～３級</td></tr><tr><td>③療育手帳</td><td>Ａ～Ｂ２判定</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>子育て世帯</td><td>中学校を卒業するまでの子供がいる世帯</td></tr>
<tr><td>若年世帯</td><td>合計年齢が８０歳未満の夫婦世帯（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者。その他婚姻の予定者を含む）</td></tr>
<tr><td>ひとり親世帯</td><td>配偶者（内縁関係を含む）のない方で、かつ、同居者に扶養親族である１８歳未満の子がいる世帯</td></tr>
<tr><td>戦傷病者世帯</td><td>入居する方の中に戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の２の特別項症から第６項症まで又は、同法別表第1号表の３の第1款症の障がいのある方がいる世帯</td></tr>
<tr><td>被爆者世帯</td><td>入居する方の中に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯</td></tr>
<tr><td>引揚者世帯</td><td>入居する方の中に海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で日本に引き揚げ日から５年未満の方がいる世帯</td></tr>
<tr><td>ハンセン病療養所入所者等世帯</td><td>ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所入所者等、に該当する方がいる世帯</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の一般世帯</td><td></td><td>114,000円以下</td><td>158,000円以下</td></tr>
</table>

※年齢は令和７年１１月１９日(水)時点の満年齢です

【 資料２ 】

政令月収額の求め方（計算方法）

［計算の順序］
(1) 収入の種類別に所得金額を計算する
(2) 各自の総所得金額を計算する
(3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算する
(4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き１２で割って政令月収額を計算する

１．種類別所得金額の計算

（１）給与所得の場合

年間総収入額を計算してから、年間給与所得金額を計算します。
２人以上の所得者がいる場合は、それぞれ計算し、合算してください。

◆年間総収入額の計算

令和６年分の源泉徴収票の支払金額欄の金額　　円

※仕事を始めた時期が下記に該当する場合は、下記の計算により算出された金額
※令和７年１１月１９日時点で仕事をされていない方は０円で計算します。

仕事を始めた時期	計算の仕方
現在の勤務先に令和６年１月２日以後に就職し、現在までに１年以上勤務している方	勤務した翌月から１２か月分の総収入額
現在の勤務先に就職してから１年にならない方	$\dfrac{\text{勤務翌月から申込月の前月までの総収入金額をもとに計算}\ \text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$

◆年間給与所得金額の計算

年間総収入(支払)金額		給与所得金額の算出式
551,000 円未満		給与所得金額＝「0」円
551,000 円以上～ 1,619,000 円未満		支払金額－550,000 円＝給与所得金額
1,619,000 円以上～ 1,620,000 円未満		給与所得金額 ＝「1,069,000」円
1,620,000 円以上～ 1,622,000 円未満		給与所得金額 ＝「1,070,000」円
1,622,000 円以上～ 1,624,000 円未満		給与所得金額 ＝「1,072,000」円
1,624,000 円以上～ 1,628,000 円未満		給与所得金額 ＝「1,074,000」円
1,628,000 円以上 ～ 1,800,000 円未満	次のとおり端数整理します (ア)支払金額÷4,000 で算出した答の小数点以下を切り捨てる (イ)上の（ア）で算出した数値に 4,000 を掛ける (ウ)次に（イ）で算出した金額を右の算出式に当てはめる	左の通り端数整理した支払金額 ×0.6＋100,000 円＝給与所得金額
1,800,000 円以上 ～ 3,600,000 円未満		左の通り端数整理した支払金額 ×0.7－80,000 円＝給与所得金額
3,600,000 円以上 ～ 6,600,000 円未満		左の通り端数整理した支払金額 ×0.8－440,000 円＝給与所得金額
6,600,000 円以上～8,500,000 円以下		支払金額×0.9－1,100,000 円＝給与所得金額

円

（2）年金所得の場合

年間総収入額を計算してから、年間年金所得金額を計算します。
２人以上の所得者がいる場合は、それぞれ計算し、合算してください。

◆年間総収入額の計算

年金の受給期間	計算の仕方
① 引き続き１年以上年金を支給されている方	令和６年分の源泉徴収票の支払金額欄の金額
② 年金を受給されてから１年に満たない方	年金証書の支払い年金額

円

◆年間年金所得金額の計算

	収　入　金　額	年金所得金額の算出式
65 歳以上の方	1,100,000 円以下	年金所得金額＝「0」円
	1,100,001 円以上～3,300,000 円未満	収入金額－1,100,000 円＝年金所得金額
	3,300,000 円以上～4,100,000 円未満	収入金額×0.75－275,000 円＝年金所得金額
	4,100,000 円以上～7,700,000 円未満	収入金額×0.85－685,000 円＝年金所得金額
65 歳未満の方	600,000 円以下	年金所得金額＝「0」円
	600,001 円以上～1,300,000 円未満	収入金額－600,000 円＝年金所得金額
	1,300,000 円以上～4,100,000 円未満	収入金額×0.75－275,000 円＝年金所得金額
	4,100,000 円以上～7,700,000 円未満	収入金額×0.85－685,000 円＝年金所得金額

円

（3）事業による所得の場合

下表により年間所得金額を計算します。
２人以上の所得者がいる場合は、それぞれ計算し、合算してください。

◆年間総収入額の計算

令和６年分の年間所得金額
（令和６年分の所得税確定申告書控えの所得金額）

円

※事業を始めた時期が下記に該当する場合は、下記の計算により算出された金額
※令和７年１１月１９日時点で事業を辞めている方は０円で計算します。

事業を始めた時期	計算の仕方
① 令和６年１月２日以後に現在の事業を始めて１年以上勤務している方	事業を始めた翌月から１２か月の所得金額 計算式：１２か月の合計収入金額 － 必要経費
② 現在の事業を始めてから、まだ１年にならない方	事業を始めた翌月から申込月の前月までの総収入金額をもとに計算した推定金額 勤務した翌月から申込月の前月までの総所得金額 ／ 事業を始めた翌月から申込月の前月までの月数 ×12

２．各自の総所得金額を計算（入居者全員分を計上）

総所得金額 ＝ 給与所得 ＋ 年金所得 ＋ 事業所得等
（各自の総所得金額を計算してください）

３．収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算

本人の総所得金額		家族の総所得金額		世帯の総所得金額
	＋		＝	

４．世帯の総所得金額から控除額を差し引き、１２で割って政令月収額を計算

※控除対象の詳細説明については２２・２３ページ【資料３】に記載しておりますので、ご確認のうえ控除額を入力してください。

控除対象	控除額
1. 同居親族	３８万円× 人 円
2. 同居しない扶養親族	３８万円× 人 円
3. 老人扶養親族	１０万円× 人 円
4. 特定扶養親族	２５万円× 人 円
5－① 特別障がい者	４０万円× 人 円
5－② 障がい者	２７万円× 人 円
6. 寡婦	２７万円× 人 円
7. ひとり親	３５万円× 人 円
8. 給与所得者	１０万円× 人 円
9. 公的年金等所得者	１０万円× 人 円
控除額の合計	円

世帯の総所得金額		控除総合計金額		÷１２＝	政令月収額
	－				

【 資料３ 】

控除額一覧表

<table>
<tr><th colspan="2">控除対象</th><th>範囲</th><th>控除額</th></tr>
<tr><td colspan="2">1. 同居親族</td><td>申込住宅に同居する申し込み本人以外の方</td><td>38 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">2. 同居しない扶養親族</td><td>申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方</td><td>38 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">3. 老人扶養親族</td><td>扶養親族及び控除対象配偶者のうち７０歳以上の方</td><td>10 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">4. 特定扶養親族</td><td>１６歳以上２３歳未満の扶養親族</td><td>25 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5.
障がい者</td><td>①特　別
障がい者</td><td rowspan="2">次の(1)～(8)のいずれかに当てはまる方。

(申込者又は上記１・２の対象者)

(1)　精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（これに該当する人は特別障害者になります）
(2)　療育手帳をお持ちの方
（このうち重度(A 判定)の方は特別障害者になります）
(3)　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
（このうち１級の方は特別障害者になります）
(4)　身体障害者手帳をお持ちの方
（このうち１級、２級の方は特別障害者になります）
(5)　満 65 歳以上の人で、その障害の程度が(1)、(2)又は(4)に掲げる人に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所長の認定を受けている方
(6)　戦傷病者手帳の交付を受けている方
（このうち障害の程度が恩給法に定める特別項症から第３項症までの方は、特別障害者となります）
(7)　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
（これに該当する人は特別障害者になります）
(8)　その年の１２月３１日の現況で引続き６ヶ月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする方
（これに該当する人は特別障害者になります）</td><td>40 万円
②「障がい者」との重複控除はできません</td></tr>
<tr><td>②障がい者</td><td>27 万円
①「特別障がい者」との重複控除はできません</td></tr>
</table>

控除対象	範囲	控除額
6. 寡　　婦	寡婦とは、原則としてその年の１２月３１日の現況で、「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人です。納税者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。 ①　夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が５００万円以下の人 ②　夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が５００万円以下の人。なお、この場合は扶養親族の要件はありません。 （注）夫とは民法上の婚姻関係にある者をいいます	27 万円
7．ひとり親	ひとり親とは、原則としてその年の１２月３１日の現況で、婚姻をしていないことまたは、配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件のすべてに当てはまる人です。 ①　その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと ②　生計を一にする子がいること この場合の子は、その年分の総所得金額等が４８万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。 ③　合計所得金額が５００万円以下であること	35 万円
8．給与所得者 9．公的年金等所得者	申込者本人または同居親族で過去１年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者（その者の所得等の金額が１０万円未満である場合には、その金額）	10 万円 1～7 と重複して控除できます

※２～７の控除は、所得税法上認定されている方に限ります
※年齢は令和７年１１月１９日(水)現在の満年齢です
※控除額は該当者１人についての額です
※８、９の控除は、収入種別や収入金額により異なります

【例１】　給与収入のみの方の『 給与所得者控除額 』
「給与収入」１６０万円の方の「所得金額」は１０５万円 「控除額」は１０万円
【例２】　年齢が６６歳の方で、年金収入のみの方の『 公的年金等所得者控除額 』
「年金収入」１１５万円の方の「所得金額」は５万円 「控除額」は５万円
【例３】　年齢が６６歳の方で、給与収入と年金収入どちらも有る方の控除額
給与所得者または公的年金等所得者控除は、所得が１０万円以上の方については１０万円。１０万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
【例４】　入居者のうち複数の方が「給与収入」や「年金収入」が有る場合、個々に控除を受けることができます。【例１】【例２】【例３】に照らして控除金額を算出してください

【 資料４ 】

政令月収額の算出例

【 年金収入の方の例 】

本人７３歳、妻７０歳の２人世帯の場合

① 年金収入額を確認（令和６年分の「源泉徴収票」の支払金額や令和７年度「課税証明書」の年金収入欄の金額）

② 年金収入額から所得金額を掲載

例	年金収入額
本人(７３歳)	2,250,000円
妻 （７０歳）	950,000円

右の表にあてはめて計算

例	年金所得額
本人(７３歳)	1,150,000円
妻 （７０歳）	0円
計	1,150,000円

	収入金額	算出式
65歳以上	1,100,000円以下	0円とする
	1,100,001円以上～3,300,000円未満	収入金額－1,100,000円
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額×0.75－275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額×0.85－685,000円
65歳未満	600,000円以下	0円とする
	600,001円以上～1,300,000円未満	収入金額－600,000円
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額×0.75－275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額×0.85－685,000円

③ 控除額を計算

控除対象	控除額	
１．同居親族	38万円 × １人	380,000円
２．同居しない扶養家族	38万円 × 人	円
３．老人扶養親族	10万円 × １人	100,000円
４．特定扶養親族	25万円 × 人	円
５－① 特別障がい者	40万円 × 人	円
５－② 障がい者	27万円 × 人	円
６．寡婦	27万円 × 人	円
７．ひとり親	35万円 × 人	円
８．給与所得者	10万円 × 人	円
９．公的年金等所得者	10万円 × １人	100,000円
控除額の合計		580,000円

④ 世帯月収額より世帯政令月収額を計算　　政令月収額：４７,５００円

【 年間所得金額の合計 － 控除額の合計 】÷１２＝政令月収額

【 1,１５０,０００円 － ５８０,０００円 】÷１２＝４７,５００円（小数点以下切捨）

【 給料所得の方の例 】

本人４５歳、妻４５歳、子供１７歳、１５歳の４人家族で申し込み
本人は令和元年８月１日より現在の会社に勤務。妻は３年前よりアルバイトにて勤務。
子供は２人とも学生で無職（アルバイト収入なし）
① 本人、妻とも令和６年度給与の源泉徴収票の金額をもって計算
② 給料収入額から所得金額を計算

例	給料収入額
本人(４５歳)	4,400,000円
妻（４５歳）	700,000円

⇩ 右の表に当てはめて計算

例	給料所得額
本人(４５歳)	3,080,000円
妻（４５歳）	150,000円
計	3,230,000円

年間総収入（支払）金額		給与所得金額の算出式
551,000円未満		給与所得金額＝「0」円
551,000円以上～1,619,000円未満		支払金額－550,000円＝給与所得金額
1,619,000円以上～1,620,000円未満		給与所得金額＝「1,069,000」円
1,620,000円以上～1,622,000円未満		給与所得金額＝「1,070,000」円
1,622,000円以上～1,624,000円未満		給与所得金額＝「1,072,000」円
1,624,000円以上～1,628,000円未満		給与所得金額＝「1,074,000」円
1,628,000円以上 ～ 1,800,000円未満	次の通り端数整理します。 ア）支払金額÷4,000で算出した答の小数点以下を切り捨てる イ）上のア）で算出した数値に4,000を掛ける ウ）次にイ）で算出した金額を右の算出式に当てはめる	左の通り端数整理した支払金額 × 0.6 + 100,000円 = 給与所得金額
1,800,000円以上 ～ 3,600,000円未満		左の通り端数整理した支払金額 × 0.7 － 80,000円 = 給与所得金額
3,600,000円以上 ～ 6,600,000円未満		左の通り端数整理した支払金額 × 0.8 － 440,000円 = 給与所得金額
6,600,000円以上～8,500,000円以下		支払金額×0.9－1,100,000円＝給与所得金額

③ 控除額を計算

控除対象	控除額	
１．同居親族	38万円 × ３人	1,140,000円
２．同居しない扶養家族	38万円 × 人	円
３．老人扶養親族	10万円 × 人	円
４．特定扶養親族	25万円 × １人	250,000円
５－①　特別障がい者	40万円 × 人	円
５－②　障がい者	27万円 × 人	円
６．寡婦	27万円 × 人	円
７．ひとり親	35万円 × 人	円
８．給与所得者	10万円 × ２人	200,000円
９．公的年金等所得者	10万円 × 人	円
控除額の合計		1,590,000円

④ 世帯月収額より世帯政令月収額を計算　　政令月収額：１３６,６６６円

【 年間所得金額の合計 － 控除額の合計 】 ÷ １２ ＝ 政令月収額
【 3,２３０,０００円 － 1,５９０,０００円 】÷１２＝１３６,６６６円（小数点以下切捨）

【 資料５ 】

令和〇年度第〇回　　川 西 市 市 営 住 宅 入 居 申 込 書

川 西 市 長　 宛

令和　　年　　月　　日

私は、川西市営住宅に入居したいので、申込案内書の記載内容をすべて了解の上で、必要書類を添付して下記のとおり申し込みます。なお、入居申し込みの資格審査のために住民票・戸籍・所得・市税等納付状況・家屋の所有状況等の調査を行うことを承諾するとともに、この申込書の記載内容が事実と相違するときは申し込みを無効とされても異議ありません。

申込者

フリガナ	カワニシ　タロウ		申込住宅
氏　名	川　西　太　郎	申込案内書の募集住宅一覧のページを参考に応募住宅を1つ記入してください。	
現住所	電話番号(固定) 072−740−1090	電話番号(携帯)	申込住宅〇～〇番の方は〇～〇番からもう１戸申し込みできます(計２戸)
	（〒６６６-００１６） 川西市中央町３－２		
勤務先名称		「申込住宅」で優先枠住宅を選ばれた方は、一般住宅より、もう１戸申し込むことが出来ます。（任意）	2つ目 申込住宅
勤務先所在地	（〒　　-		

申込区分

１　申込者の世帯構成であてはまる項目に〇をつけてください（入居申込案内書Ｐ１８ 参照）

高齢者世帯	障がい者世帯	子育て世帯	若年世帯	ひとり親世帯	戦傷病者世帯	被爆者世帯	引揚者世帯	ハンセン病療養所入所者等世帯	その他一般世帯

２　優先枠住宅（申込住宅１～6番）に申し込まれる方は以下のあてはまる項目に〇をつけてください（入居申込案内書Ｐ４ 参照）

高齢者世帯	中度以上の障がい者がいる世帯	ひとり親世帯	生活保護者世帯	DV（配偶者からの暴力）被害者のいる世帯	被災者世帯	引揚者世帯	犯罪被害者世帯

３．単身で申し込まれる場合（申込住宅〇～〇番、〇番、〇番）は、以下のあてはまる項目に〇をつけてください（入居申込案内書Ｐ２参照）

満６０歳以上の方	1級から4級の身体障害者手帳をお持ちの方	1級から3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	AからB2の療育手帳をお持ちの方	DV(配偶者等からの暴力)被害者
生活保護受給者	戦傷病者	原子爆弾被爆者	海外からの引揚者	ハンセン病療養所入所者

単身で申し込まれる場合は、下記の両方に該当している必要があります。該当しているか確認の上、☑ してください。

□ 戸籍謄本上、現在婚姻関係のあるものはいません

□ 住民票上も１人世帯となっており他の世帯員はいません

あてはまる項目に「〇」してください。

入居しようとする者

入居される方、全員記入して下さい。申込後の変更・追加は認められません。

フリガナ 氏名	続柄	生年月日	年齢	性別	職業	持家	所得の種類〇をつけてください	年間総収入金額（令和６年中の収入記入）	年間総所得金額	この欄には記載しないでください
カワニシ　タロウ 川西　太郎	本人	昭・平・令 ３０年１月１日	70	男	有・無	有・無	給与 年金 事業	1,600,000円 1,000,000円 円	1,050,000円 0円 円	
カワニシ　ハナコ 川西　花子	妻	昭・平・令 ３２年１月１日	68	女	有・無	有・無	給与 年金 事業	円 1,500,000円 円	円 400,000円 円	
		昭・平・令			有・無	有・無	給与 年金 事業	円 円 円	円 円 円	
		昭・平・令			有・無	有・無	給与 年金 事業	円 円 円	円 円 円	
		昭・平・令 年　月　日			有・無	有・無	給与 年金 事業	円 円 円	円 円 円	

■年間総収入金額は「給与」「年金」「事業」を別々に記入してください。
■年金総所得金額の計算方法が不明な場合は空欄でも結構です。

入居しない扶養親族	有・無	氏名　　続柄　　年齢	合計	4,100,000円	1,450,000円	

住宅困窮理由（該当するものに）　住宅困窮理由は必ず記入して下さい。※複数回答可

ア.住宅以外の場所に居住	イ.崩壊の危険や衛生環境が悪い住宅（詳しい状況）	ウ.他の世帯と同居 ※同居者との関係	エ.住宅がないため親族と同居できない（詳しい状況）	オ.住宅の規模や設備間取りが合っていない 面積（　　㎡） 間取（　　）

カ.立ち退き要求を受けている	キ.老朽化	ク.家賃が高い ・現在の家賃（　　円） ・生活保護受給者の場合は自己負担額（　　円）	ケ.その他、住宅に困窮している理由

生活保護受給者で「ク」を選択された方は、住宅扶助費を超えた金額を記入してください。家賃額が住宅扶助費内の場合「ク」は選択出来ませんのでご注意ください。

※住宅困窮理由で「オ」、「ク」に〇をつけられた方は根拠書類の提出が必要です。
申込書提出の際に、賃貸借契約書や通帳の引き落とし履歴等のコピーを同封してください。

※ ご提出いただきました「 川西市市営住宅入居申込書 」および添付書類の返却は行いませんので、予めご了承願います。

はがき（記入例）

● 下のはがきは、申込者に送りますので、住所は詳しく正確に記入してください
● はがきは２枚あります。（抽選番号通知用・抽選結果通知用）

はがき２枚とも８５円
切手を貼ってください

郵 便 は が き

85円
切手を必ず
貼って下さい

6 6 6 0 0 1 6

記入箇所は３ヶ所あります。
（ 郵便番号・住所・申込者氏名 ）

川西市中央町３－２川西北ビル

（申込者氏名） 川 西 一 郎

《返送先》

川西市営住宅管理センター

申込に必要なもの

１．川西市市営住宅入居申込書

２．はがき２枚（ 抽選番号通知用と抽選結果通知用 ）

※郵送時は案内書に挟んである封筒にて入居申込書とはがき２枚を送ってください。
※申し込み時点では住民票や課税証明書等証明書類は必要ありません。
※生活保護受給中の方は、生活保護受給証明の提出が必要です。
※住宅困窮理由「家賃が高い」を選ばれた方は、家賃を証明できる書類の提出が必要です。

【 川西市市営住宅の申し込みに関するお問い合わせ先 】

住　　所	川西市中央町３－２　川西北ビル５階
電話番号	（０７２）７４０－１０９０
営業時間	月曜～ 金曜　9:００～１９:００（年末年始・祝日除く）
注　　意	**当センター入居ビル（川西北ビル）には駐車場・駐輪場はございませんので、市役所駐車場・駐輪場をご利用願います**

メ　モ